

お知らせ

経営所得安定対策の相談窓口を設置します

令和3年度の経営所得安定対策について、農家の皆様からの相談を受け付けるため、相談窓口を設置します。
特に新規需要米の取り組みをされる方については、本対策への申し込みが必要となりますので、必ずご相談ください。

■受付日時及び会場

- ・5月28日(金)～5月29日(土) 午前9時～午後4時まで（国見営農センター共選場）
- ・5月31日(月)～6月4日(金) 午前8時30分～午後5時まで（国見町役場 産業振興課）

■対象となる方

- ①経営所得安定対策の対象となる作物（飼料用米、大豆など）を生産する販売農家の方（出荷販売のある方）
- ②ナラン対策に加入を検討される認定農業者の方

■持参するもの

- ・印鑑（スタンプ式は不可）
- ・通帳（申込者と同一名義の口座）※新規加入、通帳の変更がある方

■その他

令和2年度に新規需要米（飼料用米、WCS、大豆など）を作付けした農業者の方、また令和3年度営農計画書で新規需要米等の作付けを希望されている方については、個人ごとに通知を発送しています。

☎産業振興課農林振興係 ☎ 585-2986

お知らせ

中小事業者へ一時金を交付します

福島県は、福島県緊急特別対策に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出自粛により影響を受け、売り上げの減少した中小法人・個人事業者へ一時金を交付します。

■対象事業者

福島県緊急特別対策に基づく要請に伴い

- ①飲食店の時短営業により影響を受け、売り上げが減少した中小法人・個人事業者等
- ②不要不急の外出自粛により影響を受け、売り上げが減少した中小法人・個人事業者等

■主な交付要件

- (1)県内に本社または本店のある中小法人・個人事業者等
- (2)福島県緊急特別対策に基づく要請に伴い
 - ①飲食店と直接・間接の取引があること
 - ②不要不急の外出自粛により直接的な影響を受けたこと
- (3)福島県緊急特別対策の営業時間短縮要請の対象事業者でないこと

■交付額

一律 20 万円

■申請方法など問い合わせ先

福島県時短要請コールセンター ☎ 024-521-8562（午前9時～午後5時まで）

☎産業振興課商工観光係 ☎ 585-2238

お知らせ

ペットの適正飼養について正しい知識を持ちましょう。

■猫の適正飼養について

- ①猫の「室内飼い」をすすめています。
 - ・交通事故、感染症、迷子、予期せぬ繁殖・・・屋外には危険がいっぱい。
 - ・ふん尿被害、花壇を荒らす、爪で車を傷つけるなど、ご近所に迷惑を掛けている恐れもあります。
 - ・また、災害時に同行避難ができるように室内で飼いましょう。
- ②所有者明示をしましょう。
 - ・迷子札やマイクロチップにより、迷子時や災害時に備えましょう。
- ③不妊去勢手術を受けさせましょう。
 - ・猫は繁殖力が強く、年2～4回、1回に4～8匹出産することもあります。
 - ・メスの子猫は生後4～12か月で繁殖、オスの子猫は生後8～12か月で交尾可能になります。
 - ・手術をすることで、マーキング（尿スプレー）や発情などを防ぐことができ、飼いやすくなります。
- ④野良猫に餌を与えた結果、不幸な子猫が生まれるケースが増えています。
⇒野良猫に餌を与えている方は、その猫の管理者（飼育者）となります。
猫に不妊去勢手術を受けさせ、ふん尿の後始末は管理者が責任を持って行い、まわりに迷惑をかけないようにしましょう。

■ペットはマナーを守って飼育してください！！

- ・犬などのペットを散歩させる際には、ビニール袋等を持参し、フンは放置せずに必ず持ち帰って、飼い主の責任で処理してください。
- ・飼い犬を迷子にさせないでください。（鑑札、注射済票番号を装着することで、飼い主がわかります。）
- ・ペットが逃げてしまったら、動物愛護センター、役場、警察等へすぐ連絡しましょう。

☎ 住民防災課環境防災係 ☎ 585-2116 ・ ☎ 福島県動物愛護センター ☎ 024-953-6400

お知らせ

5月31日は世界禁煙デー（禁煙週間5月31日～6月6日）

毎年5月31日は世界中で禁煙を始める人が多い日といわれています。たばこを吸わないことが、一般的な社会習慣となるよう制定されたのが世界禁煙デーです。自分の健康や周りの方のためにも、この日から禁煙にチャレンジしてみませんか。

たばこの健康への影響について詳しく話を聞きたい方や禁煙の相談をしたい方は、ほけん課保健係までご相談ください。

☎ ほけん課保健係 ☎ 585-2783

お知らせ

携帯電話の新たな電波利用に伴うテレビ受信障害対策

携帯電話事業者による新しい電波（700MHz帯）の利用に伴い、9月に試験電波の発射が予定されています。基地局に近い石母田・大木戸・貝田・光明寺・高城・森山地区の一部では、テレビの映像が乱れる、映らなくなるなどの可能性があり、影響が発生した場合『700MHz利用推進協会』が対策工事を行います。

対策工事の費用は、利用推進協会が全額負担し、工事業者が費用を請求することは一切ありません。詳しくは、コールセンターへ問い合わせください。

☎ 700MHz（メガヘルツ）テレビ受信障害対策コールセンター（受付時間：午前9時～午後10時・年中無休）
☎ 0120-700-012（フリーダイヤル）
☎ 050-3786-0700（IP電話等でつながらない場合）